

【現行】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 平成29年7月版)	【改定】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 令和元年7月版)	備考
<p style="text-align: right;">別 添</p> <p style="text-align: center;">トンネル非常用設備 通報機器 標準仕様書 検査方案書</p> <p style="text-align: center;">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別 添</p> <p style="text-align: center;">トンネル非常用設備 通報機器 標準仕様書 検査方案書</p> <p style="text-align: center;">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	

改定等履歴

改訂等年月	種別	改訂等概要
平成19年7月	制定	性能規定化に伴い制定
平成22年7月	改定	設置間隔 50m 仕様検知器を追加 ^{※1}
平成24年7月	改定	設置間隔 50m 仕様検知器を追加 ^{※2}
平成27年7月	改定	設置間隔 50m 仕様検知器を追加 ^{※3}

※1 中日本高速道路株式会社に適用する。

※2 東日本高速道路株式会社に適用する。

※3 西日本高速道路株式会社に適用する。

本検査方案書の適用は以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社	平成24年 7月
中日本高速道路株式会社	平成22年 7月
西日本高速道路株式会社	平成27年 7月

改定等履歴

改訂等年月	種別	改訂等概要
平成19年7月	制定	性能規定化に伴い制定
平成22年7月	改定	設置間隔 50m 仕様検知器を追加 ^{※1}
平成24年7月	改定	設置間隔 50m 仕様検知器を追加 ^{※2}
平成27年7月	改定	設置間隔 50m 仕様検知器を追加 ^{※3}
令和元年7月	改定	火災検知器 不動作検査を変更

※1 中日本高速道路株式会社に適用する。

※2 東日本高速道路株式会社に適用する。

※3 西日本高速道路株式会社に適用する。

本検査方案書の適用は以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社	平成24年 7月 令和元年 7月
中日本高速道路株式会社	平成22年 7月 令和元年 7月
西日本高速道路株式会社	平成27年 7月 令和元年 7月

【目次】

【目次】

第1章 概要..... 1

第2章 検査内容..... 1

2-1 機器完成時検査..... 1

2-1-1 外形寸法検査..... 1

2-1-2 塗装膜厚検査..... 1

2-1-3 防水検査..... 2

2-1-4 温度検知器 温度検知機能検査..... 2

2-1-5 火災検知器 火皿検知検査..... 2

2-1-6 火災検知器 不動作検査..... 3

2-1-7 火災検知器 電源電圧変動動作検査..... 3

2-1-8 火災検知器 低温・高温動作検査..... 3

2-1-9 火災検知器 火災検知機能検査..... 4

2-1-10 火災検知器 試験動作機能検査..... 4

2-1-11 火災検知器 動作表示機能検査..... 4

2-1-12 火災検知器 汚損・不動作信号出力機能検査..... 5

2-1-13 押ボタン式通報装置 信号発信機能検査..... 5

2-1-14 押ボタン式通報装置 表示機能検査..... 5

2-1-15 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置 信号発信機能検査..... 6

2-1-16 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置 表示機能検査..... 6

2-1-17 電話ジャック通話機能検査..... 6

2-1-18 赤色表示灯識別検査..... 6

2-1-19 信号変換器動作検査..... 7

2-1-20 電圧変動検査..... 7

2-1-21 消費電力検査..... 8

2-1-22 絶縁抵抗検査..... 8

2-1-23 耐電圧..... 8

2-1-24 MTTR 確認検査..... 8

2-1-25 外観検査..... 9

第1章 概要..... 1

第2章 検査内容..... 1

2-1 機器完成時検査..... 1

2-1-1 外形寸法検査..... 1

2-1-2 塗装膜厚検査..... 1

2-1-3 防水検査..... 2

2-1-4 温度検知器 温度検知機能検査..... 2

2-1-5 火災検知器 火皿検知検査..... 2

2-1-6 火災検知器 不動作検査..... 3

2-1-7 火災検知器 電源電圧変動動作検査..... 3

2-1-8 火災検知器 低温・高温動作検査..... 3

2-1-9 火災検知器 火災検知機能検査..... 4

2-1-10 火災検知器 試験動作機能検査..... 4

2-1-11 火災検知器 動作表示機能検査..... 4

2-1-12 火災検知器 汚損・不動作信号出力機能検査..... 5

2-1-13 押ボタン式通報装置 信号発信機能検査..... 5

2-1-14 押ボタン式通報装置 表示機能検査..... 5

2-1-15 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置 信号発信機能検査..... 6

2-1-16 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置 表示機能検査..... 6

2-1-17 電話ジャック通話機能検査..... 6

2-1-18 赤色表示灯識別検査..... 6

2-1-19 信号変換器動作検査..... 7

2-1-20 電圧変動検査..... 7

2-1-21 消費電力検査..... 8

2-1-22 絶縁抵抗検査..... 8

2-1-23 耐電圧..... 8

2-1-24 MTTR 確認検査..... 8

2-1-25 外観検査..... 9

【現行】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 平成29年7月版)	【改定】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 令和元年7月版)	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 概要</p> <p>本検査方案書は、トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書「第3章 検査」で示した各検査における検査内容、検査方法及び検査基準に適用するものである。</p> <p style="text-align: center;">第2章 検査内容</p> <p>2-1 機器完成時検査</p> <p>2-1-1 外形寸法検査</p> <p>(1)検査内容 機器承諾図による形状、主要寸法及び使用鋼材厚について寸法の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 スケール及びノギス等の測定工具による計測を行う。</p> <p>(3)検査基準</p> <p>(a)普通公差は、JIS B 0405 v (極粗級) 及びその他関係規格による。</p> <p>(b)火災検知器箱は、標準仕様書「2-2-2 火災検知器(1)火災検知器箱部」に規定された値であること。</p> <p>2-1-2 塗装膜厚検査</p> <p>(1)検査内容 火災検知器箱、火災検知器前面プレート、火災検知器遮光板、火災検知器箱及び非常電話ボックス内押ボタン式通報装置格納箱の塗装の膜厚を確認する。</p> <p>(2)検査方法 JIS K 5600-1-7「塗料一般試験方法 第1部：通則—第7節：膜厚」により膜厚を計測する。</p> <p>(3)検査基準</p> <p>(a)火災検知器箱は、標準仕様書「2-2-2 火災検知器(1)火災検知器箱部」に規定された値であること。</p> <p>(b)火災検知器前面プレートは、標準仕様書「2-2-2 火災検知器(3)前面プレート部」に規定された値であること。</p> <p>(c)火災検知器遮光板は、標準仕様書「2-2-2 火災検知器(4)遮光板部」に規定された値であること。</p> <p>(d)非常電話ボックス内押ボタン式通報装置格納箱は、標準仕様書「2-2-4 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置(4)格納箱部」に規定された値であること。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p style="text-align: center;">第1章 概要</p> <p>本検査方案書は、トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書「第3章 検査」で示した各検査における検査内容、検査方法及び検査基準に適用するものである。</p> <p style="text-align: center;">第2章 検査内容</p> <p>2-1 機器完成時検査</p> <p>2-1-1 外形寸法検査</p> <p>(1)検査内容 機器承諾図による形状、主要寸法及び使用鋼材厚について寸法の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 スケール及びノギス等の測定工具による計測を行う。</p> <p>(3)検査基準</p> <p>(a)普通公差は、JIS B 0405 v (極粗級) 及びその他関係規格による。</p> <p>(b)火災検知器箱は、標準仕様書「2-2-2 火災検知器(1)火災検知器箱部」に規定された値であること。</p> <p>2-1-2 塗装膜厚検査</p> <p>(1)検査内容 火災検知器箱、火災検知器前面プレート、火災検知器遮光板、火災検知器箱及び非常電話ボックス内押ボタン式通報装置格納箱の塗装の膜厚を確認する。</p> <p>(2)検査方法 JIS K 5600-1-7「塗料一般試験方法 第1部：通則—第7節：膜厚」により膜厚を計測する。</p> <p>(3)検査基準</p> <p>(a)火災検知器箱は、標準仕様書「2-2-2 火災検知器(1)火災検知器箱部」に規定された値であること。</p> <p>(b)火災検知器前面プレートは、標準仕様書「2-2-2 火災検知器(3)前面プレート部」に規定された値であること。</p> <p>(c)火災検知器遮光板は、標準仕様書「2-2-2 火災検知器(4)遮光板部」に規定された値であること。</p> <p>(d)非常電話ボックス内押ボタン式通報装置格納箱は、標準仕様書「2-2-4 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置(4)格納箱部」に規定された値であること。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	

【現行】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 平成29年7月版)	【改定】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 令和元年7月版)	備 考
<p>2-1-3 防水検査</p> <p>(1)検査内容 温度検知器、火災検知器本体、押ボタン式通報装置発信機、非常電話ボックス内押ボタン式通報装置発信機、赤色表示灯及び信号変換器格納箱を対象に防水性の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 (a)温度検知器、押ボタン式通報装置発信機、非常電話ボックス内押ボタン式通報装置発信機、赤色表示灯及び信号変換器格納箱は JIS C 0920 IPX5 (防噴流形) による。 (b)火災検知器本体は、JIS C 0920 IPX7 による。</p> <p>(3)検査基準 (a)温度検知器は、標準仕様書「2-2-1 温度検知器(1)温度検知部」に規定された値であること。 (b)火災検知器本体は、標準仕様書「2-2-2 火災検知器(1)火災検知器箱部」に規定された値であること。 (c)押ボタン式通報装置発信機は、標準仕様書「2-2-3 押ボタン式通報装置(1)発信機部」に規定された値であること。 (d)非常電話ボックス内押ボタン式通報装置発信機は、標準仕様書「2-2-4 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置(1)発信機部」に規定された値であること。 (e)赤色表示灯は、標準仕様書「2-2-5 赤色表示灯(1)赤色表示灯部」に規定された値であること。 (f)信号変換器格納箱は、標準仕様書「2-2-6 信号変換器(1)格納箱部」に規定された値であること。</p> <p>2-1-4 温度検知器 温度検知機能検査</p> <p>(1)検査内容 温度検知器について温度検知機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 検査条件温度、検査条件風速内に投入し、検知機能の確認を行う。</p> <p>(3)検査基準 (a)温度 87.5℃、風速 1m/s の垂直気流に投入し、120 秒以内に動作すること。 (b)温度 60℃、風速 1m/s の垂直気流に投入したとき、10 分以内で動作しないこと。</p> <p>2-1-5 火災検知器 火皿検知検査</p> <p>(1)検査内容 火災検知器の監視範囲内における実火災を検知し、正常に動作することを確認する。</p> <p>(2)検査方法 標準仕様書「2-3 主要性能 2-3-2 火災検知器(1)」に規定する内容を確認する。</p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>2-1-3 防水検査</p> <p>(1)検査内容 温度検知器、火災検知器本体、押ボタン式通報装置発信機、非常電話ボックス内押ボタン式通報装置発信機、赤色表示灯及び信号変換器格納箱を対象に防水性の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 (a)温度検知器、押ボタン式通報装置発信機、非常電話ボックス内押ボタン式通報装置発信機、赤色表示灯及び信号変換器格納箱は JIS C 0920 IPX5 (防噴流形) による。 (b)火災検知器本体は、JIS C 0920 IPX7 による。</p> <p>(3)検査基準 (a)温度検知器は、標準仕様書「2-2-1 温度検知器(1)温度検知部」に規定された値であること。 (b)火災検知器本体は、標準仕様書「2-2-2 火災検知器(1)火災検知器箱部」に規定された値であること。 (c)押ボタン式通報装置発信機は、標準仕様書「2-2-3 押ボタン式通報装置(1)発信機部」に規定された値であること。 (d)非常電話ボックス内押ボタン式通報装置発信機は、標準仕様書「2-2-4 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置(1)発信機部」に規定された値であること。 (e)赤色表示灯は、標準仕様書「2-2-5 赤色表示灯(1)赤色表示灯部」に規定された値であること。 (f)信号変換器格納箱は、標準仕様書「2-2-6 信号変換器(1)格納箱部」に規定された値であること。</p> <p>2-1-4 温度検知器 温度検知機能検査</p> <p>(1)検査内容 温度検知器について温度検知機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 検査条件温度、検査条件風速内に投入し、検知機能の確認を行う。</p> <p>(3)検査基準 (a)温度 87.5℃、風速 1m/s の垂直気流に投入し、120 秒以内に動作すること。 (b)温度 60℃、風速 1m/s の垂直気流に投入したとき、10 分以内で動作しないこと。</p> <p>2-1-5 火災検知器 火皿検知検査</p> <p>(1)検査内容 火災検知器の監視範囲内における実火災を検知し、正常に動作することを確認する。</p> <p>(2)検査方法 標準仕様書「2-3 主要性能 2-3-2 火災検知器(1)」に規定する内容を確認する。</p> <p style="text-align: center;">2</p>	

【現行】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 平成29年7月版)	【改定】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 令和元年7月版)	備 考
<p>(3) 検査内容 標準仕様書「2-3 主要性能 2-3-2 火災検知器(1)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-6 火災検知器 不動作検査</p> <p>(1) 検査内容 火災検知器に各種光源を照射し、動作しないことを確認する。</p> <p>(2) 検査方法 火災検知器に次の光源を5分間照射し、動作しないことを確認する。 フィラメント温度2,856±50Kの白熱電球で照度5,000 lx ・ 低圧ナトリウム灯で照度10,000 lx ・ 蛍光灯で照度10,000 lx ・ 自然光で照度10,000 lx ・ 回転灯(黄、赤、青、緑、紫)で照度10,000 lx</p> <p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-3 主要性能 2-3-2 火災検知器(2)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-7 火災検知器 電源電圧変動動作検査</p> <p>(1) 検査内容 電源電圧変動時の動作確認を行う。</p> <p>(2) 検査方法 電源電圧を定格(直流48V)の80%で変動させ、擬似火災光源を与え、火災検知器が動作することを確認する。 また、電源電圧を定格(直流48V)の110%で変動させ、擬似火災光源を与え、火災検知器が動作することを確認する。</p> <p>(3) 検査基準 擬似火災光源を与えてから30秒以内に動作すること。</p> <p>2-1-8 火災検知器 低温・高温動作検査</p> <p>(1) 検査内容 動作条件設定温度(-20℃～+50℃)での動作確認を行う。</p> <p>(2) 検査方法 温度-20℃の恒温槽に入れ、30分放置後、擬似火災光源を与え、火災検知器が動作することを確認する。</p>	<p>(3) 検査内容 標準仕様書「2-3 主要性能 2-3-2 火災検知器(1)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-6 火災検知器 不動作検査</p> <p>(1) 検査内容 火災検知器に各種光源を照射し、動作しないことを確認する。</p> <p>(2) 検査方法 火災検知器に次の光源を5分間照射し、動作しないことを確認する。 フィラメント温度2,856±50Kの白熱電球で照度5,000 lx <u>フィラメント温度2,856K相当とする)</u> ・ 低圧ナトリウム灯で照度10,000 lx ・ 蛍光灯で照度10,000 lx ・ 自然光で照度10,000 lx ・ 回転灯(黄、赤、青、緑、紫)で照度1,000 lx <u>・ LED灯で10,000 lx</u> <u>・ セラミックメタルハライド灯で10,000 lx</u> <u>・ 高圧ナトリウム灯で10,000 lx</u> <u>・ 回転灯(黄、赤、青、緑、紫)で照度1,000 lx</u></p> <p>(3) 検査基準 標準仕様書「2-3 主要性能 2-3-2 火災検知器(2)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-7 火災検知器 電源電圧変動動作検査</p> <p>(1) 検査内容 電源電圧変動時の動作確認を行う。</p> <p>(2) 検査方法 電源電圧を定格(直流48V)の80%で変動させ、擬似火災光源を与え、火災検知器が動作することを確認する。 また、電源電圧を定格(直流48V)の110%で変動させ、擬似火災光源を与え、火災検知器が動作することを確認する。</p> <p>(3) 検査基準 擬似火災光源を与えてから30秒以内に動作すること。</p> <p>2-1-8 火災検知器 低温・高温動作検査</p> <p>(1) 検査内容 動作条件設定温度(-20℃～+50℃)での動作確認を行う。</p> <p>(2) 検査方法 温度-20℃の恒温槽に入れ、30分放置後、擬似火災光源を与え、火災検知器が動作することを確認する。</p>	

【現行】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 平成29年7月版)	【改定】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 令和元年7月版)	備 考
<p>また、温度+50℃ の恒温槽に入れ、30分放置後、擬似火災光源を与え、火災検知器が動作することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 擬似火災光源を与えてから30秒以内に動作すること。</p> <p>2-1-9 火災検知器 火災検知機能検査</p> <p>(1)検査内容 火災検知機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 常温、及び定格電圧にて擬似火災光源を与え、火災検知器が火災判定の信号出力をすることを確認する。</p> <p>(3)検査基準 (a)擬似火災光源を与えてから30秒以内に信号出力すること。 (b)伝送方式の火災検知器は、出力されるアドレス信号が当該アドレスと一致すること。</p> <p>2-1-10 火災検知器 試験動作機能検査</p> <p>(1)検査内容 試験動作機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 防災受信盤からの試験信号と同様の信号を与え、試験動作試験機能が動作することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 信号入力と同時に動作すること。</p> <p>2-1-11 火災検知器 動作表示機能検査</p> <p>(1)検査内容 動作表示機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 定格電圧にて擬似火災光源を与え、火災検知器が動作したことを示す表示機能を有していることを確認する。</p> <p>(3)検査基準 擬似火災光源を与えてから30秒以内に動作表示することを目視にて確認できること。</p> <p style="text-align: center;">4</p>	<p>また、温度+50℃ の恒温槽に入れ、30分放置後、擬似火災光源を与え、火災検知器が動作することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 擬似火災光源を与えてから30秒以内に動作すること。</p> <p>2-1-9 火災検知器 火災検知機能検査</p> <p>(1)検査内容 火災検知機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 常温、及び定格電圧にて擬似火災光源を与え、火災検知器が火災判定の信号出力をすることを確認する。</p> <p>(3)検査基準 (a)擬似火災光源を与えてから30秒以内に信号出力すること。 (b)伝送方式の火災検知器は、出力されるアドレス信号が当該アドレスと一致すること。</p> <p>2-1-10 火災検知器 試験動作試験機能検査</p> <p>(1)検査内容 試験動作試験機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 防災受信盤からの試験信号と同様の信号を与え、試験動作試験機能が動作することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 信号入力と同時に動作すること。</p> <p>2-1-11 火災検知器 動作表示機能検査</p> <p>(1)検査内容 動作表示機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 定格電圧にて擬似火災光源を与え、火災検知器が動作したことを示す表示機能を有していることを確認する。</p> <p>(3)検査基準 擬似火災光源を与えてから30秒以内に動作表示することを目視にて確認できること。</p> <p style="text-align: center;">4</p>	

【現行】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 平成29年7月版)	【改定】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 令和元年7月版)	備 考
<p>2-1-12 火災検知器 汚損・不動作信号出力機能検査</p> <p>(1)検査内容 汚損・不動作信号出力機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 火災検知器の受光窓の光学減光率を低下させた状態で試験機能を動作させた時、検知器から汚損・不動作信号を発信することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 (a)パラレル伝送方式火災検知器は、光学減光率85%を超えたことを示す信号を発信すること。もしくは受信装置でその状態が判断できること。 (b)シリアル伝送方式火災検知器は、光学減光率75%以上を示す汚損予告信号、及び光学減光率85%を超えたことを示す汚損信号を発信すること。</p> <p>2-1-13 押ボタン式通報装置 信号発信機能検査</p> <p>(1)検査内容 信号発信機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 発信機を動作させ、テスター等で発信機の接点出力を確認する。また、発信機を押した後、当該スイッチの状態を確認する。</p> <p>(3)検査基準 (a)標準仕様書「2-2 構造 2-2-3 押ボタン式通報装置」に規定する内容を満足すること。 (b)標準仕様書「2-4 機能 2-4-3 押ボタン式通報装置(1)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-14 押ボタン式通報装置 表示機能検査</p> <p>(1)検査内容 表示機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 応答ランプ電源DC48V供給をして発信機を動作させたとき応答ランプが点灯することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-4 機能 2-4-3 押ボタン式通報装置(2)」に規定する内容を満足すること。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>2-1-12 火災検知器 汚損・不動作信号出力機能検査</p> <p>(1)検査内容 汚損・不動作信号出力機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 火災検知器の受光窓の光学減光率を低下させた状態で試験機能を動作させた時、検知器から汚損・不動作信号を発信することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 (a)パラレル伝送方式火災検知器は、光学減光率85%を超えたことを示す信号を発信すること。もしくは受信装置でその状態が判断できること。 (b)シリアル伝送方式火災検知器は、光学減光率75%以上を示す汚損予告信号、及び光学減光率85%を超えたことを示す汚損信号を発信すること。</p> <p>2-1-13 押ボタン式通報装置 信号発信機能検査</p> <p>(1)検査内容 信号発信機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 発信機を動作させ、テスター等で発信機の接点出力を確認する。また、発信機を押した後、当該スイッチの状態を確認する。</p> <p>(3)検査基準 (a)標準仕様書「2-2 構造 2-2-3 押ボタン式通報装置」に規定する内容を満足すること。 (b)標準仕様書「2-4 機能 2-4-3 押ボタン式通報装置(1)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-14 押ボタン式通報装置 表示機能検査</p> <p>(1)検査内容 表示機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 応答ランプ電源DC48V供給をして発信機を動作させたとき応答ランプが点灯することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-4 機能 2-4-3 押ボタン式通報装置(2)」に規定する内容を満足すること。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	

【現行】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 平成29年7月版)	【改定】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 令和元年7月版)	備 考
<p>2-1-15 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置 信号発信機能検査</p> <p>(1)検査内容 信号発信機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 発信機を動作させ、テスター等で発信機の接点出力を確認する。また、発信機を押した後、当該スイッチの状態を確認する。</p> <p>(3)検査基準 (a)標準仕様書「2-2 構造 2-2-4 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置」に規定する内容を満足すること。 (b)標準仕様書「2-4 機能 2-4-4 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置(1)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-16 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置 表示機能検査</p> <p>(1)検査内容 表示機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 応答ランプ電源DC4.8V供給をして発信機を動作させたとき応答ランプが点灯することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-4 機能 2-4-4 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置(2)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-17 電話ジャック通話機能検査</p> <p>(1)検査内容 電話ジャックについて通話機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 テスターおよび試験用電話等を使用し、導通の確認を行う。</p> <p>(3)検査基準 正常に導通する状態であること。</p> <p>2-1-18 赤色表示灯識別検査</p> <p>(1)検査内容 赤色表示灯について識別の確認を行う。</p>	<p>2-1-15 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置 信号発信機能検査</p> <p>(1)検査内容 信号発信機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 発信機を動作させ、テスター等で発信機の接点出力を確認する。また、発信機を押した後、当該スイッチの状態を確認する。</p> <p>(3)検査基準 (a)標準仕様書「2-2 構造 2-2-4 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置」に規定する内容を満足すること。 (b)標準仕様書「2-4 機能 2-4-4 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置(1)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-16 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置 表示機能検査</p> <p>(1)検査内容 表示機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 応答ランプ電源DC4.8V供給をして発信機を動作させたとき応答ランプが点灯することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-4 機能 2-4-4 非常電話ボックス内押ボタン式通報装置(2)」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-17 電話ジャック通話機能検査</p> <p>(1)検査内容 電話ジャックについて通話機能の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 テスターおよび試験用電話等を使用し、導通の確認を行う。</p> <p>(3)検査基準 正常に導通する状態であること。</p> <p>2-1-18 赤色表示灯識別検査</p> <p>(1)検査内容 赤色表示灯について識別の確認を行う。</p>	
6	6	

【現行】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 平成29年7月版	【改定】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 令和元年7月版	備 考
<p>(2)検査方法 交流 100V を印加し、赤色表示灯の点灯を目視により確認する。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-2 構造 2-2-5 赤色表示灯」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-19 信号変換器動作検査</p> <p>(1)検査内容 信号変換器の動作確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 (a)トンネル内機器側からの信号を擬似的に入力し、防災受信盤側へ監視場所の情報（アドレス）とともに、信号を出力することを確認する。 (b)防災受信盤側からの制御場所の情報（アドレス）とともに信号を擬似的に入力し、トンネル内機器側へ信号を出力することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 以下の項目が正常に出力すること。 (a)監視出力項目 手動通報、消火栓起動、避難連絡坑扉などその他入力、水噴霧放水/放水停止（圧カスイッチ動作） (b)制御出力項目 応答ランプ点灯制御、自動弁開閉制御 (c)アドレス項目 (a)の信号の入出力アドレスが一致すること、及び(b)の信号の入出力アドレスが一致すること。</p> <p>2-1-20 電圧変動検査</p> <p>(1)検査内容 火災検知器を除く本設備に入力する電圧変動に対して機器の状態を確認する。</p> <p>(2)検査方法 入力電源、可変変圧器及び電圧計を本装置の電源入力端子に接続し、電圧計を確認しながら可変変圧器を可変させ入力電圧を調整する。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-7 電源 2-7-1 入力電圧」に規定する内容を満足すること。</p> <p style="text-align: center;">7</p>	<p>(2)検査方法 交流 100V を印加し、赤色表示灯の点灯を目視により確認する。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-2 構造 2-2-5 赤色表示灯」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-19 信号変換器動作検査</p> <p>(1)検査内容 信号変換器の動作確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 (a)トンネル内機器側からの信号を擬似的に入力し、防災受信盤側へ監視場所の情報（アドレス）とともに、信号を出力することを確認する。 (b)防災受信盤側からの制御場所の情報（アドレス）とともに信号を擬似的に入力し、トンネル内機器側へ信号を出力することを確認する。</p> <p>(3)検査基準 以下の項目が正常に出力すること。 (a)監視出力項目 手動通報、消火栓起動、避難連絡坑扉などその他入力、水噴霧放水/放水停止（圧カスイッチ動作） (b)制御出力項目 応答ランプ点灯制御、自動弁開閉制御 (c)アドレス項目 (a)の信号の出入出力アドレスが一致すること、及び(b)の信号の入出力アドレスが一致すること。</p> <p>2-1-20 電圧変動検査</p> <p>(1)検査内容 火災検知器を除く本設備に入力する電圧変動に対して機器の状態を確認する。</p> <p>(2)検査方法 入力電源、可変変圧器及び電圧計を本装置の電源入力端子に接続し、電圧計を確認しながら可変変圧器を可変させ入力電圧を調整する。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-7 電源 2-7-1 入力電圧」に規定する内容を満足すること。</p> <p style="text-align: center;">7</p>	

【現行】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 平成29年7月版)	【改定】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 令和元年7月版)	備 考
<p>2-1-21 消費電力検査</p> <p>(1)検査内容 本設備の消費電力を確認する。</p> <p>(2)検査方法 電源入力端子に試験用電源を接続し、交流/直流電流計及び交流/直流電圧計にて測定する。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-7-2 消費電力」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-22 絶縁抵抗検査</p> <p>(1)検査内容 本設備の絶縁抵抗を確認する。</p> <p>(2)検査方法 絶縁抵抗は「火災報知設備の感知器および発信機に係る技術上の規格を定める省令（総務省令第16号）」によるものとする。但し、防水検査実施後測定するものとする。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-7-4 絶縁抵抗」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-23 耐電圧</p> <p>(1)検査内容 本設備の絶縁耐力を確認する。</p> <p>(2)検査方法 耐電圧は「火災報知設備の感知器および発信機に係る技術上の規格を定める省令（総務省令第16号）」によるものとする。但し、防水検査実施後測定するものとする。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-7-5 耐電圧」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-24 MTTR 確認検査</p> <p>(1)検査内容 部品交換に要する時間を確認する。</p>	<p>2-1-21 消費電力検査</p> <p>(1)検査内容 本設備の消費電力を確認する。</p> <p>(2)検査方法 電源入力端子に試験用電源を接続し、交流/直流電流計及び交流/直流電圧計にて測定する。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-7-2 消費電力」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-22 絶縁抵抗検査</p> <p>(1)検査内容 本設備の絶縁抵抗を確認する。</p> <p>(2)検査方法 絶縁抵抗は「火災報知設備の感知器および発信機に係る技術上の規格を定める省令（総務省令第16号）」によるものとする。但し、防水検査実施後測定するものとする。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-7-4 絶縁抵抗」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-23 耐電圧</p> <p>(1)検査内容 本設備の絶縁耐力を確認する。</p> <p>(2)検査方法 耐電圧は「火災報知設備の感知器および発信機に係る技術上の規格を定める省令（総務省令第16号）」によるものとする。但し、防水検査実施後測定するものとする。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-7-5 耐電圧」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-24 MTTR 確認検査</p> <p>(1)検査内容 部品交換に要する時間を確認する。</p>	
8	8	

【現行】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 平成29年7月版)	【改定】施設機材仕様書集 機械 トンネル非常用設備 通報機器標準仕様書 検査方案書 令和元年7月版)	備 考
<p>(2)検査方法 部品を交換し復旧するまでの時間を時間計測器（ストップウォッチ等）にて測定する。 なお、部品を交換し復旧するまでの時間の測定は、交換に関連する部品の取り外し、取り付け及び動作確認試験を含むものとする。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-9-2 MTR」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-25 外観検査</p> <p>(1)検査内容 本設備構成全般を対象に外観、構造及び塗装状態の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 目視及び触手により確認する。</p> <p>(3)検査基準 (a)設備の外観に、キズ、ほこり、ゴミ及び汚れが無いこと。 (b)構成材料及び部品配置について欠陥が無いこと。 (c)内外面の塗装色、艶の有無、塗装の剥離及びキズが無いこと。</p> <p style="text-align: center;">9</p>	<p>(2)検査方法 部品を交換し復旧するまでの時間を時間計測器（ストップウォッチ等）にて測定する。 なお、部品を交換し復旧するまでの時間の測定は、交換に関連する部品の取り外し、取り付け及び動作確認試験を含むものとする。</p> <p>(3)検査基準 標準仕様書「2-9-2 MTR」に規定する内容を満足すること。</p> <p>2-1-25 外観検査</p> <p>(1)検査内容 本設備構成全般を対象に外観、構造及び塗装状態の確認を行う。</p> <p>(2)検査方法 目視及び触手により確認する。</p> <p>(3)検査基準 (a)設備の外観に、キズ、ほこり、ゴミ及び汚れが無いこと。 (b)構成材料及び部品配置について欠陥が無いこと。 (c)内外面の塗装色、艶の有無、塗装の剥離及びキズが無いこと。</p> <p style="text-align: center;">9</p>	